港区特定教育
保育施設及び特定
足地域型保育事業
不の運営に関する
基準を定める条例
新旧対照表

第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定 第三条 特定教育・保信の関)(一般原則)	2 (略) 物育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定 の額の一部を、	条第四項において準用する場合を含む。)の規定により区が支払 第三十条第四元 大定代理受領 法第二十七条第五項(法第二十八条第四項にお 九 法定代理受 一〜八 (略) 一〜八 (略)	れ当該各号に定めるところによる。	(前略) (前略)	改 正 案
	う。 定教育・保育施設又は特定に要した費用の額の一部を、	。)の規定により区が支払二十九条第五項(法第三十(法第二十八条第四項にお	げる用語の意義は、それぞ		1 1 1
原	性のト	第定法法に法法に対定	れ当該各号に定めるところによる。 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ(定義)	(前略)	,

保されることを目指すものでなければならない。
り、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことによ

2~4 (略

(中略)

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

者(以下「利用申込者」という。)に対し、第二十条の規定により
定める規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を
定める規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を
では、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護
第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際し

2~6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んでは第六条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用

ことを目指すものでなければならない。の子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保される

2~4 (略)

(中略)

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しばならない。

2~6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを

2 等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針 においては、 げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合 保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲 現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を において同じ。 特定教育・保育施設 抽選、 は、 申込みを受けた順序により決定する方法、 (認定こども園又は幼稚園に限る。 利用の申込みに係る法第十九条第一項第一 以下この 当該 2

選考するものとする。 認められる教育・ 要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合に に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号又は第三号 九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び 項及び次条第二項において同じ。)は、 おいては、 の総数が、 特定教育・保育施設 法第二十条第四項の規定による認定に基づき、 当該特定教育・保育施設の同項第二号又は第三号に掲げ 保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、 (認定こども園又は保育所に限る。 利用の申込みに係る法第十 保育の必 以下この

3

3

ばならない。

じめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなけれ
・特定教育・保育施設は、前二項の規定による選考の方法をあらか

支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第二号又は第三号ともの数及び次条第二項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十項及び次条第二項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十項及び次条第二項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十年を対応表育・保育施設を現に利用している同項第二号又は第三号当該特定教育・保育施設の同項第二号又は第三号ともの数をびる法第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、当該特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この

じめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。4 特定教育・保育施設は、前二項の規定による選考の方法をあらか

適切な措置を速やかに講じなければならない。は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介等のどもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合、特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 (略)

田り協力しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲 2 特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第 三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる 場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる 場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる 場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる 場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる 場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる

(受給資格等の確認)

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

えて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏ま第九条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない

を速やかに講じなければならない。特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介等の適切な措置自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し

5

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七条 (略)

(受給資格等の確認)

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた

(支給認定の申請に係る援助)

に支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならな利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やか第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から

を行わなければならない。

ある場合は、この限りでない。
 を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由が
 を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由が
 を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由が
 が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付
 の申請
 と 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請

(心身の状況等の把握)

ない。他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければなら、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、界十条(特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、

(小学校等との連携)

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際 第十一条 特定教育・保育施設等、地域子ども・ はならない。

\ \ \ \

緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも

(心身の状況等の把握)

育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、

小学校等との連携)

者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う常な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円定が、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際

(中略)

中略

(利用者負担額等の受領)

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 (特別利用保育及)の支払を受けるものとする。)の支払を受けるものとする。

2 おいて同じ。)の支払を受けるものとする。 ときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項に た費用の額 ては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し 用保育に要した費用の額) に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、 る内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定す 育に要した費用の額) 定教育・ 額 定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、 (法第二十七条第三項第一号に規定する額 保育に要した費用を超えるときは、 (その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超える をいい、 を 当該特定教育・保育施設が特別利用 特別利用教育を提供する場合にあっ 当該現に特定教育・ (その額が現に当該特 当該現に特別利 (その額が現 支給認

準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教

3

る。 費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができ育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教

保育給付認定保護者から受けることができる。

一・二 (略)

三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

る副食の提供 というに、その教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得が設定保護者及び当該教育・保育給付認定とども 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子ども

当する教育・保育給付認定子ども「七万七千百一円」 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該

定保護者から受けることができる。 準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基合で、当該特定必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教

費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教

4

·二 (略)

費用に限る。)
第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項三(食事の提供に要する費用(法第十九条第一項第三号に掲げる小

兀

(略)

② 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定者にあっては、七万七千百一円)

目の年長者である者を除く。)である者は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又当 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該

る者 のうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。) であらする教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そ) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該

満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

兀

(略)

保護者に負担させることが適当と認められるもの「保護者」に負担させることが適当と認められるものに係る費用であって、教育・保育給付認定」の便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において五 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供され

に対して交付しなければならない。 に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者 特定教育・保育施設は、前各項の支払を受けた場合は、当該費用

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の支払を求めるときは、6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の支払を求めるときは、

(施設型給付費等の額に係る通知等)

ない。 保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければなら 保育給付認定保護者に対し、当該教育・ 保育給付認定保護者に対し、当該教育・ 保育給付認定保護者に対し、当該教育・ 保育給付認定保護者に対し、当該教育・ 保育給付認定保護者に対し、当該教育・ 保育に係る施設型給付費をいう。 第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保

に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育

担させることが適当と認められるものの、支給認定保護者に負通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負る便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において五 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供され

付しなければならない。に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対して交に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対して交換を受けた場合は、当該費用

5

、施設型給付費等の額に係る通知等)

に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育

ければならない。

「中保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しな育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教

(中略)

(特定教育・保育に関する評価等)

第十六条 (略)

を図るよう努めなければならない。

本(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係

(相談及び援助)

に、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるととも
育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る
第十七条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの

(緊急時等の対応)

を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じ第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供

ない。

育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければなら育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教

(中略)

、特定教育・保育に関する評価等)

第十六条 (略)

(相談及び援助)

その他の援助を行わなければならない。その保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又は第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、

(緊急時等の対応)

を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供

の必要な措置を講じなければならない。もに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等た場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子ど

(教育・保育給付認定保護者に関する区への通知)

| 保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・

(運営規程)

要事項について、規程を定めなければならない。第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営に関する重

一~四 (略)

ける費用の種類、支払を求める理由及びその額五第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受

六~十一 (略)

(勤務体制の確保等)

務の体制を定めなければならない。
し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤第二十一条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対

特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって

関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機

(支給認定保護者に関する区への通知)

てその旨を区に通知しなければならない。
の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付し認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給

運営規程)

要事項について、規程を定めなければならない。第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営に関する重

一~四(略)

支払を求める理由及びその額五(支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、

六~十一 (略)

(勤務体制の確保等)

定めなければならない。特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を第二十一条「特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な

特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どし、特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によってし

い業務については、 付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさな この限りでない。 いては、 もに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務につ この限りでない。

3 (略)

(中略)

(差別的取扱いの禁止)

| に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなに要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなその保護者等の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供第二十四条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子ども及び | :

(虐待等の禁止)

(保育等を行う際の不当な行為の禁止)

して保育又は指導を行うに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を第二十六条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対

(秘密保持等)

辱める等不当な行為をしてはならない。

3

(略)

(中略)

.

(差別的取扱いの禁止)

用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。等の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費第二十四条 特定教育・保育施設は、支給認定子ども及びその保護者

(虐待等の禁止)

どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子第二十五条。特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、

(保育等を行う際の不当な行為の禁止)

当な行為をしてはならない。
は指導を行うに当たっては、身体的苦痛を与え、人格を辱める等不第二十六条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対して保育又

(秘密保持等)

12

を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、 2

総付認定保護者の同意を得なければならない。 保育給付認定子どもに関する情報を提供しようとするときは、あら保育給付認定子どもに関する情報を提供しようとするときは、あらな子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地 3

(情報の提供等)

容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 とるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内をるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育がでその希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育施設を利用しよ第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しよ

2 (略

(中略)

(苦情への対応等)

らない。
業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはな第二十七条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その

とがないよう、必要な措置を講じなければならない。その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすこ特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、

により当該支給認定子どもの保護者の同意を得なければならない。定子どもに関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地

(情報の提供等)

情報の提供を行うよう努めなければならない。
・は、特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する、いじないができでである。とする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しよ

2 (略)

(中略)

(苦情への対応等)

第三十条 要な措置を講じなければならない。 育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切 他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教 する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その に対応するために、 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関 苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必

2

3 育・保育給付認定子ども等からの苦情に対する区の対応に協力する よう努めなければならない。 特定教育・保育施設は、 その提供した特定教育・保育に関する教

4 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 う調査に協力するとともに、 応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して区が行 特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは 第十四条第一項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、 区から指導又は助言を受けた場合は、 法

略

(中略)

5

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第三十条 する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ど の窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 らの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 もの家族 特定教育・保育施設は、 (以下この条において「支給認定子ども等」という。) か その提供した特定教育・保育に関 苦情を受け付けるため

2 略

3 ければならない。 給認定子ども等からの苦情に対する区の対応に協力するよう努めな 特定教育・保育施設は、 その提供した特定教育・保育に関する支

4 第十四条第一項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他 は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 力するとともに、 応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協 特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、 区から指導又は助言を受けた場合は、 当該指導又 法

(中略)

5

略

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第三十二条 (略)

措置を講じなければならない。教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定

3 (略)

償を速やかに行わなければならない。教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定

(中略)

(記録の整備)

第三十四条

(略

教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該教育・保2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定

五年間保存しなければならない。育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供が終了した日から

(略)

二 第十二条の規定による特定教育・保育の提供の記録

三~五 (略

第三十二条 (略)

どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなの提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該支給認定子2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育

3 (略)

らない。

に行わなければならない。 の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかの 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育

(中略)

(記録の整備)

第三十四条 (略)

ならない。

一 (略)

二 第十二条に規定する提供日、内容その他必要な事項の記録

三~五 (略)

第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

ればならない。

お場合は、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなけに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども第三十五条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条におい

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する 2 特定教育・保育施設が前項の規定により時別利用保育を提供する 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する 2 ちょう。

例施設型給付費 六条第三項及び第七条第二項を除く。 次条第三項において同じ。 る場合は、 又は幼稚園に限る。 合において、 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供す 特定教育・保育に特別利用保育を、 第六条第二項中 (法第二十八条第 以下この項において同じ。 を 「特定教育・保育施設 それぞれ含むものとして、本章(第 一項の特例施設型給付費をいう。 の規定を適用する。)」とあるのは 施設型給付費には特 (認定こども園 この場 特

3

第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

い。

| お定数音・保育施設(保育所に限る。以下この条におい
| おに数当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、に該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、で同じ。)が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども第三十五条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条におい

前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 場合は、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教情とは、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる場合は、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる場合は、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる場合は、当該特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育を提供する。

3 以下この項において同じ。 も園又は幼稚園に限る。 の場合において、 る場合は、 「特定教育・保育施設 (第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。 特定教育・保育施設が第一項の規定により特別利用保育を提供す 特定教育・保育に特別利用保育を含むものとして、 第六条第二項中 (特別利用保育を提供している施設に限る。 以下この項において同じ。) 」 と、 「特定教育・保育施設 「同号に掲げる小学校就学前子 とあるのは (認定こど

あるのは 育・保育給付認定子ども」とあるのは る額」 に該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項 この項において同じ。 定教育・ める基準 子ども」と、 第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 (特別利用保育を受ける者を除く。 とあるのは 保育施設 により算定した費用の額」と、 「除き、 第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げ 特別利用保育を受ける者を含む」とする 法第二 (特別利用保育を提供している施設に限る。) 」 と、 一十八条第 「同号に掲げる小学校就学前子ども) 」 と、 一項第一 同条第四項第三号口(1)中「教 「教育・保育給付認定子ども 一号の内閣総理大臣が定 同号口(2)中 「除く」と 以下

(特別利用教育の基準)

ければならない。

ければならない。

は、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供に該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供に該当する教育・保育給設(幼稚園に限る。以下この条におい

第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一る場合は、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二名場合は、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供す

に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第二号

(特別利用教育の基準)

い。

| 法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならなに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、に該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、て同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども第三十六条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条におい

の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就る小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号教育・保育施設を現に利用している同項第一号に掲げる小学校就学数音・保育施設を現に利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる、特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供す

とする。 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないもの

3

三項第 く」とする。 号口②中「を除く」とあるのは 保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。 項第三号ロ①中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、 教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは 項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合におい 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」 育給付認定子どもの総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第 る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、 に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは 特例施設型給付費を、 する場合は、 て、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号 法第十九条第 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供 一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保 一号に掲げる額」 特定教育・保育に特別利用教育を、 項第一 それぞれ含むものとして、本章(第六条第三 とあるのは 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 「及び特別利用教育を受ける者を除 「法第二十八条第二 「利用の申込みに係 「法第十九条第一項 施設型給付費には لح 一項第三号の) | |と 同条第四 |教育・ 3

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

る費用に限る。 同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係 に該当する支給認定子ども」と、 認定子ども」とあるのは どもの数」と、 用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子 条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利 この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九 する場合は、 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供 (第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。 特定教育・保育に特別利用教育を含むものとして、本)」とあるのは「除く。)」とする。 「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給 「同項第 第十三条第四項第三号中 号に掲げる小学校就学前子ども 「除き、

第二章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第三十七条 用定員 事業にあっては一人とする。 C型をいう。)にあっては六人以上十人以下とし、 二十七号) 下この章において同じ。 小規模保育事業C型 第三項第一号において同じ。)にあっては六人以上十九人以下とし、 条例第三十二条に規定する小規模保育事業B型をいう。 設備及び運営に関する基準を定める条例 以上五人以下とし、 十二条第三項第一号において同じ。)及び小規模保育事業B型 (法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。 第二十九条に規定する小規模保育事業A型をいう。 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。 小規模保育事業A型 (同条例第三十四条に規定する小規模保育事業)の数は、 家庭的保育事業にあっては一人 (平成二十六年港区条例第 (港区家庭的保育事業等の 居宅訪問型保育 第四十二条 の利 第四 同 以

2 (略)

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第三十八条 申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書 四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用 に際しては、 を交付して説明を行い、 名称並びに当該連携施設との連携協力の概要、 より定める規程の概要、 特定地域型保育事業者は、 あらかじめ、 第四十二条に規定する連携施設の種類及び 当該提供の開始について利用申込者の同意 利用申込者に対し、 特定地域型保育の提供の開始 第四十六条の規定に 職員の勤務体制、 第

> 第三十七条 業C型 規模保育事業A型 その利用定員 保育事業にあってはその利用定員の数を一人とする。 にあってはその利用定員の数を六人以上十人以下とし、 ってはその利用定員の数を六人以上十九人以下とし、 に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型 基準を定める条例 る。以下この章において同じ。 (同条例第三十二条に規定する小規模保育事業B型をいう。) にあ (同条例第三十四条に規定する小規模保育事業C型をいう。 特定地域型保育事業のうち、 (法第二十九条第一項の確認において定めるものに限 (平成二十六年港区条例第二十七号) 第二十九条 (港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する の数を一人以上五人以下とし、 家庭的保育事業にあっては 小規模保育事 居宅訪問型 小

2 (略)

第二節 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意)

第三十八条 に際しては、 いて利用申込者の同意を得なければならない 要事項を記載した文書を交付して説明を行い、 用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重 名称並びに当該連携施設との連携協力の概要、 より定める規程の概要、 特定地域型保育事業者は、 あらかじめ、 第四十二条に規定する連携施設の種類及び 利用申込者に対し、 特定地域型保育の提供 第四十六条の規定に 職員の勤務体制、 当該提供の開始に の開 利

を得なければならない。

2

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第三十九条 ら利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒 んではならない。 特定地域型保育事業者は、 教育・保育給付認定保護者か

2 どもが優先的に利用できるよう、 定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係 育認定子どもを除く。 定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 る利用定員の総数を超える場合においては、 を現に利用している満三歳未満保育認定子ども 第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所 特定地域型保育事業者は、 保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子 以下この節において同じ。 利用の申込みに係る法第十九条第一項 選考するものとする。 法第二十条第四項の規 (特定満三歳以上保 の総数が当該特 2

3 ば じめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなけれ ならない。 特定地域型保育事業者は、 前項の規定による選考の方法をあらか

4 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、 ある場合その他利用申込者に係る満三歳未満保育認定子どもに対し 一条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特 特定地域型保育事業者は、 地域型保育の提供体制の確保が困難で 第四十

2

略

利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第三十九条 込みを受けたときは、 特定地域型保育事業者は、 正当な理由がなければ、 支給認定保護者から利用 これを拒んではなら の申

ない。

する。 ては、 られる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、 程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め 学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にお 給認定子どもの総数が当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小 を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支 第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所 特定地域型保育事業者は、 法第二十条第四項の規定による認定に基づき、 利用の申込みに係る法第十九条第一 選考するものと 保育の必要の 項

3 じめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない 特定地域型保育事業者は、 前項の規定による選考の方法をあらか

4 する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保 教育・保育を提供することが困難である場合は、 ある場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な 特定地域型保育事業者は、 地域型保育の提供体制の確保が困難で 第四十二条に規定

らない。 定地域型保育事業の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければな

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第四十条 (略)

ーの規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなけい規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなけい規定により正本地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法の規定と地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに係る特定

(心身の状況等の把握)

ればならない。
お環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなけっては、満三歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれてい第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当た

(特定教育・保育施設等との連携)

を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であ行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育・保育が継続的保育、以下この項から第五項までにおいて同じ。)は、特定地域型第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を

育事業の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第四十条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に 条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に 条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に 条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に 条第一項第三号に掲げる小学 2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学

(心身の状況等の把握)

、。 の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならなの特定教育・保育施設等の心身の状況、その置かれている環境、他っては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当た

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 う、 除く。以下この項において同じ。 しなければならない。 袁 確実に実施され、 あらかじめ、 幼稚園又は保育所 特定地域型保育事業者 かつ、必要な教育・保育が継続的に提供されるよ 次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども ただし、 (以 下 「連携施設」という。 離島その他の地域であって、 (居宅訪問型保育事業を行う者を は、 特定地域型保育が適正かつ)を適切に確保 連携施

の限りでない。て特定地域型保育事業者については、こて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、こって、連携施設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおい

- の他の保育の内容に関する支援を行うこと。切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言そに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適一特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子ども
- いう。以下この条において同じ。)を提供すること。当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育を休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、一必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業者の職員の病気、
- 二 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受け、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望にじ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定表でき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に2 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携

保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。設の確保が著しく困難であると区が認めるものにおいて特定地域型

の内容に関する支援を行うこと。必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育

いう。)を提供すること。当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育を体暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業者の職員の病気、

用しないことができる。

- こと。

 「こと。」
 一が現所に、
 の遂行に、
 の遂行に、
 ではないようにするための措置が講じられている。
 「前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務」
- ならない。 に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければに掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げ
- (次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。) A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 以外の場所 という。) 以外の場所 以外の場所 以野に地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又
- と区長が認める者等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する学を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する「事業実施場所において代替保育が提供される場合「事業の規模」
- 規定を適用しないことができる。
 に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号のに係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の

とに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うこ業務を行うことを目的とする施設であって、同法第六条の三第九二事業所内保育事業又は児童福祉法第三十九条第一項に規定する

6

2

困難であると区が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪 島その他の地域であって、 携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離 設 便宜の供与を受けられるよう、 該乳幼児の障害、 児に対する保育を行う場合は、第一項本文の規定にかかわらず、 び \mathcal{O} 他の区の指定する施設(以下この項において 運営に関する基準を定める条例第三十八条第一号に規定する乳幼 居宅訪問型保育事業を行う者は、 (児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。) そ 疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の 居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく あらかじめ、連携する障害児入所施 港区家庭的保育事業等の設備及 「居宅訪問型保育連 当

問型保育事業者については、

この限りでない。

型保育事業者については、 難であると区が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問 その他の地域であって、 施設」という。)を適切に確保しなければならない。 他の区の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携 宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設 乳幼児の障害、 児に対する保育を行う場合は、前項本文の規定にかかわらず、 び運営に関する基準を定める条例第三十八条第 (児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。) 居宅訪問型保育事業を行う者は、 疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他 居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困 この限りでない。 港区家庭的保育事業等の設備 一号に規定する乳幼 ただし、 その 離島 当該 の便 及

の確保をしないことができる。
三第十二項第二号に規定する事業を行う者であって、区長が適当と三第十二項第二号に規定する事業を行う者であって、区長が適当と

業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。 は、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供を接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供を接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供を接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもにのいて、連携施設又は他の特定教は、満三歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教

4

(利用者負担額等の受領)

払を受けるものとする。 用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。)の支きは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したと

二号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。 規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第一号及び第より定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の 事業所内保育事業を行う者であって、第三十七条第二項の規定に

密接な連携に努めなければならない。

帝・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等とのおう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資すとが、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施は、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施

(利用者負担額等の受領)

利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号十九条第三項第二号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別において準用する第十四条において同じ。)を提供したときは、支域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条第四十三条、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地

において同じ。 育費用基準額 保育給付認定保護者から、 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・ (法第二十九条第三項第一号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする 当該特定地域型保育に係る特定地域型保 次項

2

2

う。 場合にあっては同項第三号の規定により区市町村が定める額) の規定により区市町村が定める額、)の支払を受けるものとする。 特定利用地域型保育を提供する を

準額 きは、 の支払を受けるものとする。 定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。 特定利用 総理大臣が定める基準により算定した費用の額 用地域型保育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する内閣 その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えると 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し 別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二 型保育に要した費用の額) 定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、 認定保護者から、 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、 当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) (法第二十九条第三項第一号に掲げる額 地域型保育に要した費用の額を超えるときは 当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基 をい 当該特定地域型保育事業者が特 次項において同じ。) (その額が現に当該特 (その 当該現に特定地域 額が現に当該 た費用の を、 当該現に特 特定利 |項第| 支給 額

3 認定保護者から受けることができる。 基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給 保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用 る上で特に必要であると認められる対価について、 地域型保育の提供に当たって、 特定地域型保育事業者は、 前 当該特定地域型保育の質の向上を図 一項の支払を受ける額 当該特定地域型 のほ か、 特定

3 基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育 保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用 る上で特に必要であると認められる対価について、 地域型保育の提供に当たって、 保育給付認定保護者から受けることができる。 特定地域型保育事業者は、 前二項の支払を受ける額のほ 当該特定地域型保育の質の向上を図 当該特定地域型 か、 特定

とができる。
に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けるこに掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けるこ地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定

一~三 (略)

付認定保護者に対して交付しなければならない。 は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合 5

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の支払を求めるとき 同意については、文書によることを要しない。 な書による同意を得なければならない。ただし、同項の支払に係る かにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、 かにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、 がにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、 を持定といる。 は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに教育・

6

る費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げ特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定

4

一~三 (略)

担させることが適当と認められるものの常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者において四前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供され

者に対して交付しなければならない。は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護は、当該費用に係る領収証を当該費用の額の支払を受けた場合

書によることを要しない。

幸によることを要しない。

まは、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに支給認は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに支給認は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に支払を求める金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に支払を求める金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に、第三項及び第四項の支払を求めるとき

(中略)

(中略)

(運営規程

(運営規程

第四十九条 3 2 第四十六条 第四十七条 (中略) (記録の整備 ない。 対し、 (勤務体制の確保等) 型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りで ばならない。ただし、 定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなけれ 域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。 六~十一 五. る重要事項について、 、 匹 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特 受ける費用の種類、 (略) 第四十三条の規定により 適切な特定地域型保育を提供することができるよう、 略 特定地域型保育事業者は、 特定地域型保育事業者は、 (略) (略 規程を定めなければならない。 支払を求める理由及びその額 満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域 教育・保育給付認定保護者から支払を 満三歳未満保育認定子どもに 次に掲げる事業の運営に関す 特定地 第四十六条 第四十九条 3 2 第四十七条 (中略) (記録の整備) (勤務体制の確保等) 供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 る重要事項について、 ばならない。ただし、 定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなけれ 業所ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。 な特定地域型保育を提供することができるよう、 六~十一 五. 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、 支払を求める理由及びその額 (略) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種 (略) 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、 特定地域型保育事業者は、 (略) (略) 規程を定めなければならない。 支給認定子どもに対する特定地域型保育の提 次に掲げる事業の運営に関 特定地域型保育事 当該特 適切 類、

ら五年間保存しなければならない。 未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供が終了した日か定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該満三歳2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特

(略)

三~五 (略)

(準用)

第五十条 項及び第十九条」 付費 設型給付費 三歳未満保育認定子どもに限り 保育給付認定子ども」 型保育について準用する。この場合において、 定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域 第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規 設型給付費」とあるのは 育・保育」とあるのは 第十九条及び第三十六条第三項」とあるのは、 (法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。 以下この節において同じ。 第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、 (法第1 لح 十七条第一 とあるのは 「地域型保育」と、 施設型給付費の」とあるのは 「地域型保育給付費」と、 項の施設型給付費をいう。)」と、第十二条の見出し中 特定満三 「教育・保育給付認定子ども 第十四条の見出し中 一歳以上保育認定子どもを 第十一条中 同条第 「地域型保育給 「地域型保育)以下この 項 「教育・ 中 教 施 (満 施

ばならない。対する特定地域型保育の提供が終了した日から五年間保存しなけれ有の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該支給認定子どもに特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保

2

(略)

必要な事項の記録 - 次条において準用する第十二条に規定する提供日、内容その他

三~五 (略)

(準用)

第五十条 保育給付費を含む。 のとする。 は 特例施設型給付費を含む。 第十四条第 定は、特定地域型保育事業について準用する。 第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規 地域型保育給付費 第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、 項中 「施設型給付費 以下この項において同じ。)」と読み替えるも (法第三十条第 以下この項において同じ (法第二十八条第 項に規定する特例地域型 この場合において、 項に規定する とあるの

とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。のは「特定地域型保育提供証明証」と、第十九条中「施設型給付費」給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明証」とある

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

はならない。 構及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなけれ 情及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなけれ 特別利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設 特別利用地域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設 第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げ 知

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を超点の数を超えないものとする。
- を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。域型保育を提供する場合は、港区家庭的保育事業等の設備及び運営る小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げ

- 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育をとする。
 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども「次条第一項の規定により特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを表示。
- を提供する場合は、特定地域型保育に特別利用地域型保育を含むも3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育

選 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽 族等の状況を勘案し、 保育の対象となる法第十九条第 二十三条から第三十三条までを含む。 ぞれ含むものとして、 例 域型保育給付費には特例地域型保育給付費 とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対 方法により」と、 どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。 定利用地域型保育を提供する場合にあっては、 する教育・保育給付認定子ども(第五十二条第一項の規定により特 定子どもを除く。 もの数」と、 の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ど 合において おいて準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除 十九条第 一十条第四項の規定による認定に基づき、 業者の保育に関する理念 |地域型保育給付費をいう。 項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用 申込みを受けた順序により決定する方法、 次条第三項において同じ。 項第 第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条 満三歳未満保育認定子ども 第四十三条第 号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当 以下この節において同じ。 この節 保育を受ける必要性が高いと認められる満三 次条第三項において同じ。 基本方針等に基づく選考その他公正な (第四十条第二項を除き、 一項中 項第二号に掲げる小学校就学前子 第十七条から第十九条まで及び第 |教育・保育給付認定保護者_ の規定を適用する。 保育の必要の程度及び家 (法第三十条第 (特定満三歳以上保育認)」とあるのは 当該特定利用地域型 当該特定地域型保育 ح 第五十条に 項の特 この場 「法第 「法第 それ

の規定を適用する。のとして、本章(第三十九条第二項及び第四十条第二項を除く。

るのは 三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。 当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 象となる法第十九条第 る基準により算定した費用の額」 る額」とあるのは を除く。 同条第五項中 掲げる費用」 「前項」 _ と لح 同条第二項中「法第二十九条第三項第 「前各項」とあるのは 「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定め とあるの 同条第四項中 項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該 は 「掲げる費用及び食事の提供 Ł 前 同条第三項中 項」 「前三項」とする。 とあるの に要する費用 は 前 項 前 号に掲げ (第 十 項」

(特定利用地域型保育の基準)

あっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項
 も(前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に
 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど母に
 も(前条第一項の規定により特定利用している同項第三子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第三子ともの数及び特定地域型保育事業が前項の規定により特定利用地域型保育を

(特定利用地域型保育の基準)

または記された。 に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。 に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。 に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。 第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げ

2

用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数策に出り特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を

れた利用定員の数を超えないものとする。子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定めら第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

3 び満三歳以上保育認定子どもに係る第十三条第四項第三号イ又はロ 型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及 理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、 付認定保護者に限る。)」と、同条第二項中「法第二十九条第三項 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認 域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、 げる費用」とあるのは 第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総 定保護者 を提供する場合は、 に掲げるものを除く 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育 (特定満三歳未満保育認定子どもに限る。) に係る教育・保育給 本章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一 (特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第 特定地域型保育には特定利用地域型保育を 「掲げる費用及び食事の提供 に要する費用」とする。 それぞれ含むものと 同条第四項中「掲 (特定利用地域 項第二 地

付則

(施行期日)

1

(略)

(特定保育所に関する特例)

とする。十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないもの就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第三

のとして、本章の規定を適用する。を提供する場合は、特定地域型保育に特定利用地域型保育を含むもを提供する場合は、特定地域型保育の規定により特定利用地域型保育

付則

(施行期日)

1

(特定保育所に関する特例

2 び 育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及 附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教 型給付費の支給を受け、 あるのは 満保育認定子ども 間 以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、 るのは において同じ。 定保育所をいう。 育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者 (保育に限る。 に限る。 第七条の規定は適用しない。 特定保育所 第十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者 |当該特定教育・保育 (特定保育所における特定教育・保育 第十九条において同じ。 「額の支払を、区の同意を得て、」と、第十九条中「施設 (法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。) _ と、) を除く。 次項において同じ。 (特定保育所 又は受けようとしたとき」とあるのは 同条第二項中)」と、同条第三項中「額の支払を」と (法附則第六条第 を受ける者を除く。 「当該特定教育・保育」 から特定教育・保育 項に規定する特 (満三歳未満保 以下この項 (満三歳未 当分の (保育 とあ 法 2

は適用しない。 を受け、 給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは の支払を、 算定した費用の額」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは あるのは Ł, F, 定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が. 間 以下同じ。 一十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供 特定保育所 第十三条第一項中「(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特 同条第二項中 「定める額) 又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、 区の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支 (法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第 (法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。 をいう。 (法第二十七条第三 」とあるのは 項第 「定める額をいう。 号に規定する額」 「法附則第六条第 当分の

(略)

3

3

略

(施設型給付費等に関する経過措置)

4

項中 第九条第 特別利用保育を提供する場合においては、 学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は 特定教育· 法第 項第一 保育施設が法第十九条第 号イの規定により区市町村が定める額」 三項第 一号に掲げる額. 項 当分の間、 第 とあるのは 掲げる小学校就 第十三条第 「法附則

のは た額 る額」と、 条第二項第三号」とする。 区市町村が定める額」と、 該現に特別利用保育に要した費用の額 第二号ロ⑴に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 別利用保育に要した費用の額)」とあるのは が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは 定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 により区市町村が定める額」と、 は、 に特定教育・ 額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、 第二十八条第二項第二号の規定により区市町村が定める額」 (その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは) 項第一 当該現に特定教育・保育に要した費用の額) 同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額 (その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるとき 「法附則第九条第一 号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定し 「同項第三号」とあるのは「法第二十八条第二項第三号_ 保育に要した費用の額) 項第二号ロ⑴の規定により区市町村が定め 「同項第三号」とあるのは 「法第二十八条第二項第二号に規 」とあるのは 及び同号口(2)の規定により 「法附則第九条第一 及び同号ロの規定 「法附則第九条 「法第二十八 当該現に特 (その額 とある (その

は「法附則第九条第一項第三号イ(1)の規定により区市町村が定める第三十条第二項第二号の規定により区市町村が定める額」とあるの就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保就学前生地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校

付則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

定により区市町村が定める額」と、「同項第三号」とあるのは「法定の名基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域と、「同項第三号」とあるのは「法第三十条第二項第三号」と、額」と、「同項第三号」とあるのは「法第三十条第二項第三号」と、額」と、「同項第三号」とあるのは「法第三十条第二項第三号」と、

第三十条第二項第三号」とする。